



お試しのはずが定期購入に?!

《相談事例》

インターネット通販でお試し500円のシャンプーを1回だけだと思い、購入したが、納品書に「次回お届け日」が書いてあり、定期購入契約になっていたとわかった。

解約は電話で連絡することになっていたのですが、販売店に電話したが、3回買うことが条件だと言われてしまった。

《アドバイス》

通信販売の場合はクーリング・オフができません。

購入回数や解約・返品などについては、販売店の規約に従うことになります。契約する前に規約をよく確認しましょう。

困った時には、消費生活センターへご相談ください。



日向地区広域消費生活センター

TEL 0982-55-9111

困った時にはすぐ相談!!!